

花とみどりの市町応援プロジェクト事業 Q&A (令和6年9月18日時点)

(問1) 本事業はどのような目的で実施されるのか

(答1)

三重県では、全国1位の生産量を誇るサツキツツジやタマリユウなどの地被植物、シクラメン等の鉢花や観葉植物に加え、豊富な品種と優れた日持ちで市場の評価も高いバラなど多様な花きが生産されています。

このような中、令和5年4月に「花とみどりの三重づくり条例」が施行され、県では、市町等の関係者と連携し、公共施設や社会福祉施設等における花とみどりの活用推進、街路樹等の機能の発揮などの施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。その施策の一つとして、市町が実施する花やみどりの活用に関する取組を支援し、県内での花とみどりの普及拡大につなげることを目的としています。

(問2) 事業実施主体の考えについて教えてほしい。

(答2)

事業実施主体は市町となります。

なお、市町が参画する協議会等の組織が本事業に取組む場合であっても、事業実施主体は市町として事業申請いただくようお願いします。

(問3) 市町が参画する協議会等の組織が事業に取組む場合、協議会等の組織に対しては、市町からどのような費目で交付することになるか。

(答3)

市町から協議会等に対し、委託費として交付されることが想定されます。

(問4) 市町、市町が参画する協議会等の両方が本事業に取組むことは可能であるか。

(答4)

可能です。市町、市町が参画する協議会等それぞれが事業に取組む場合には、事業実施計画書(第1号様式)を取組主体ごとに作成いただくようお願いします。

(問5) 公共施設等での花きの展示PRとはどのような内容を想定しているのか。

(答5)

市町の本庁舎、市町が所有するその他施設内において、来庁者に花きの魅力が伝わるような飾花展示を行っていただくことを想定しています。

また、各市町管内の商業施設の協力を得て行う飾花展示も事業対象とすることを想定しています。

(問6) 公共施設等の花壇や植栽スペースへの花きの植栽とは、どのような内容を想定しているのか。

(答6)

市町が所有する施設内の花壇や植栽スペースに、花苗やサツキなどを植栽することを

想定しています。

なお、予算上の制約もあるため、市町が管理される道路における街路樹の整備については、本事業対象としては想定しておりません。

(問7) 花植え活動等を行うボランティア団体への花材提供とは、どのような内容を想定しているのか。

(答7)

地域内の公園等の花壇に花苗を植栽されるボランティア団体に対して、市町から花材を現物で提供することを想定しています。

また、ボランティア団体に対して委託費として交付し、同団体に花材を調達していただく方法も想定しています。

(問8) 花きを使用したフラワーアレンジメントや寄せ植え等の花育・緑育体験教室とはどのようなものを想定しているのか。

(答8)

切花を使ったフラワーアレンジメント、観葉植物や花苗を使った寄せ植えなどの体験教室を開催されることを想定しています。

なお、保育園や幼稚園、小中学校で行う花育・緑育体験については、三重県等が行う別の事業において実施予定であるため、本事業では対象外とします。

(問9) 県産の花きをPRするための情報発信に係る活動とは、どのようなものを想定しているのか。

(答9)

各市町内や県内で生産される花きの魅力や歴史等を紹介するためのチラシ、冊子などの作成を想定しています。

(問10) 本事業で行う花きの展示PRや植栽等には、県産の花きを必ず使用することが求められるのか。

(答10)

花とみどりの三重づくり条例第6条にあるように、事業の実施にあたっては、可能な限り県産の花きを使用いただくよう努めてください。

(問11) 市町が所有する花壇等への植栽を福祉事業所に委託しているような場合であっても、本事業の対象とすることは可能であるか。

(答11)

可能です。市町が福祉事業所に花壇への植栽や栽培管理を委託している場合には、同所に対する委託料を補助対象とすることが可能です。

ただし、県から交付決定を受ける前に委託契約が締結されている場合には、補助対象とはなりません。

(問 12) 申請の総額が予算額を上回った場合の対応いかん。

(答 12)

申請の総額が予算額を上回った場合については、申請額を減額調整させていただき、予算の範囲内で計画を承認させていただきます。

なお、より多くの市町に事業を利用いただく観点から、問 4 のように、1 市町から複数の取組を申請いただいている場合には、市町において 1 取組とさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

(問 13) 市町の施設で飾花展示や植栽を行う場合、庁舎管理は農林部局以外となることが多いが、このような場合の事業申請はどの部局から行えばよいか。

(答 13)

事業申請については、市町長名にて三重県知事あてに行っていただきます。

このため、各市町の管財担当部局と農林部局との間で、どちらかが主担当になっていただき、事業申請を行ってください。

(問 14) 事務手続きの流れはどのようになるのか。

(答 14)

別添「事務手続きのフロー」をご参照ください。

(問 15) 第 2 次公募終了後のスケジュールはどのようになるのか。

(答 15)

公募終了後、速やかに事業計画の承認及び補助金の割当内示をさせていただき、できる限り早期（10 月下旬以降）に事業着手いただけるよう、事務手続きを進めていくこととしています。